# 平成 24 年第 1 回定例市議会 議案質疑議事録抜粋

平成24年2月29日 大塚 正俊

# ■議第1号 平成23年度一般会計補正予算 P56

•目;児童養育助成費 節;扶助費

事業名;子ども手当給付金予算額:△276.495 千円

≪質疑≫

# ①減額の理由

# (子育て支援課長)

減額の理由につきましては、子ども手当の月額が平成 23 年度当初予算段階での積算の 金額より減額になったことが、主な要因です。

平成23年度当初予算では、3歳未満の児童が月額2万円、3歳以上から中学校修了前までの児童が月額1万3千円で予算措置していましたが、平成23年4月から施行された「子ども手当つなぎ法」で4月~9月分までの手当が、中学校終了前までの全児童につき、月額1万3千円になったこと、平成23年10月から施行された「子ども手当特別措置法」で、3歳未満の児童が月額1万5千円、3歳~小学校修了前の第1子・2子の児童が月額1万円、第3子以降の児童が月額1万5千円、中学生については一律月額1万円になったことによるものです。

## ②対象者数・申請率

# (子育て支援課長)

子ども手当つなぎ法からの支給対象者は、6,509 人です。申請率につきましては、2 月 22 日現在、98% (未申請者 127 名) です。

# ③未申請者への対応(書類の再送付、広報)

# (子育て支援課長)

「子ども手当特別措置法」の施行により、平成23年10月分からの手当を受給するためには、これまでこども手当を受給していた方も改めて申請が必要となりますので、申請漏れをなくすため、市報やホームページによる周知のほか、全対象者に対して、文書「※平成23年10月以降の子ども手当の申請について(お願い)」を9月末に発送し、申請手続きの案内を行いました。また、1月25日に、現時点での未申請者(345名)に対し再度申請についての勧奨文書を送付し未申請者への対応を図ってきました。

今後も、文書の送付や電話連絡を重ねて、経過措置期間である、3月31日までには、全対象者が申請を行い、平成23年10月分の手当より受給できるように努めていきたいと考えています。

#### 【参考資料】

"子ども手当、11%が未申請 百数十万人支給漏れも 2012.2.14 19:15

厚生労働省は 14 日、昨年10月分以降の子ども手当について全国20の市区町を対象にサンプル調査した結果、11・2%が受給のための申請をしていないとの推計を発表した。厚労省は、全国で百数十万人の子供が子ども手当を受給できない恐れがあるとみている。

子ども手当の対象は全国に約1720万人。現在の受給額は(1)3歳未満に1万5千円(2)3歳から小学生は、第2子まで1万円、第3子以降は1万5千円(3)中学生は全員1万円。

# ■議第1号 平成23年度一般会計補正予算 P96

- ·目;学校建設費 節;工事請負費
- 事業名:小学校施設耐震補強事業(鶴居・大幡・下郷小校舎、山移小体育館)
- · 予算額 330,092 千円

# ≪質疑≫

# ①下郷小の工事の内容、事業費、改修後の耐久年数

## (教育次長)

下郷小学校の工事内容は、耐震補強、鋼製建具交換、屋上、外壁及びトイレの改修を予定しており、その他、天井、床等の改修についても必要に応じて対応したいと考えております。なお、事業費につきましては、4 校分を計上しています。税法上の耐用年数は 47年となっていますが、建物の耐久年数とは異なるため、建築物の構造、劣化の状況により一概に何年とは言えません。

# ②建替えの判断基準、建替えの場合の事業費、完成年度

#### (教育次長)

建替えについては、築年数や劣化状況を総合的に勘案した上で、改修による老朽部分の改善が適当かどうかを検討するとともに、学校としての活用方針等も踏まえて判断する必要があると考えています。

また、建替えの場合の事業費についは、規模や条件により異なりますが、下郷小学校の校舎を建替えた場合、6億円程度の事業費となる見込みです。工期については、実施設計及び仮設校舎の建設と併せて約28か月必要です。

# ③統合方針の決定後でないと大規模改修が無駄になるため耐震補強に止める考え方は、 (教育次長)

学校施設の耐震化につきましては、平成 27 年度の耐震化完了を目標としており、急ピッチで耐震化工事を進めておりますが、耐震化と併せてトイレ等老朽部分についても改修する方針です。下郷小学校の校舎についても、老朽部分については、必要な改修を行いたいと考えております。

#### 【参考資料】

# ■神奈川県県有施設長寿命化指針

これらの耐用年数の中で最も長いものは構造躯体である。構造躯体の残存耐用年数を残したまま建て替えることは、現存している財産価値を処分することともいえる。一方、中性化の進行などにより劣化した構造躯体を再生するには、多大な費用を要するから、歴史的建築物の保存の目的以外では、費用対効果を十分検証する必要がある。こうしたことから、構造躯体の寿命を建築物の耐用年数とする。

建築工事標準仕様書(JASS5 鉄筋コンクリート工事・日本建築学会)では、構造体の総合的耐久性として次の3水準を定めている。

- ・大規模補修不要予定期間;局部的軽微な補修を超える大規模な補修を必要とすることなく鉄筋腐食や コンクリートの重大な劣化が生じないことが予定できる期間
- ・供用限界期間;継続使用のためには骨組の大規模な補修が必要となる事が予想される期間
- その期間を基準に3水準を決めている。
- (1) 一般(大規模補修不要予定期間としておよそ30年、供用限界期間としておよそ65年)
- (2)標準(大規模補修不要予定期間としておよそ65年、供用限界期間としておよそ100年)
- (3) 長期(大規模補修不要予定期間としておよそ 100年)

本県の既存施設では、長寿命化に対する特別の措置を講じてはいないことから、日本建築学会水準の「標準」レベルで設計されたものとみなすことができる。このため、主要な既存施設の目標耐用年数を原則として建設後 60 年とする。"

# ■議第2号 平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算 P9

・目:一般会計繰入金 節:その他一般会計繰入金

事業名;その他一般会計繰入金

• 予算額: 511.258 千円

#### ≪質疑≫

①一般会計繰入金約 10 億円の内、国の地方財政計画で措置される基準内と基準外繰入額 (健康保険年金課長)

一般会計繰入金 1,013,158 千円の内、基準内繰入金は、501,900 千円で、基準外繰入金は 511,258 千円です。

# ②基準外繰入が必要となった要因

(健康保険年金課長)

市町村合併により、旧中津市と、旧下毛4町村の国民健康保険税については、5年間の調整期間を不均一課税とし、平成22年度に保険税を合わせました。

この間は、保険税の改定をせずに、国民健康保険基金からの繰入によって補ってきましが、平成23年度末には基金も無くなることから、一般会計からの基準外繰入もやむを得ない状況となりました。

# ③次年度以降の繰入の予定と対策

## (健康保険年金課長)

国保財政は現状では毎年歳入不足の状況となっており、経営の健全化に向けた取り組みが急務となっています。

保険税の改定にあたっては、被保険者の急激な負担増を考慮するため、平成25年度において2分の1を限度に一般会計から繰り入れを行う予定です。繰入の予定額は、平成23年10月時点の見込みとして、保険税改定による税収分を除いた歳入不足分として、平成24年度は約3億2千万円、平成25年度は約2億9千万円です。

今後の対策としては、単年度収支の状況を精査しつつ、保険給付費等の状況を踏まえながら、2年に一度の定期的な保険税の改定に努めていき国民健康保険事業の財政の健全化を図りたいと考えています。

# ■議第 12 号 平成 24 年度一般会計予算 P180

目;地域医療対策費 節;投資及び出資金

• 事業名: 地域医療対策事業

• 予算額;742,384 千円

≪質疑≫

# ①病院事業会計出資金(建設分を含む)の積算根拠、支出根拠

#### (保健医療部長)

病院事業会計出資金(建設を含む)については、地方公営企業法第17条の2の経費の 負担区分の原則に基づき繰出しており、維持管理的経費にかかる負担については収益的収 入(3条予算)の負担金として、建設改良費(償還元金を含む)にかかるものは資本的収 入(4条予算)の出資金として繰出をしています。

また、病院事業会計出資金の算出根拠につきましては、地方公益企業繰出金の繰出し基準に基づき、市民病院の建設改良に要する経費の高度医療分は平成 15 年債以降高度医療機器の償還元金の 1/2 と、一般分は平成 14年債までの償還元金の 40%、平成 15年債以降の償還元金の 30%を併せ、45,784 千円を交付税措置された範囲内で出資金として計上しております。

また、病院建設事業分につきましては、繰出基準の建設に要する経費の特定財源を除く 1/2 の範囲内で、合併特例債を活用できるそのうちの 1/2 を出資金として、696,600 千円を計上しているものであります。

## ②これまでの出資額の総計

#### (保健医療部長)

これまでの一般会計より出資金としての繰出額は、平成 22 年度までの実績は 921,023 千円、平成 23 年度実績見込みでは、1,570,233 千円となっております。 なお、この中には建設改良費、企業債の償還元金のほか施設改修及び医療機器購入等に かかる国・県補助金等も含まれています。

# ③出資金の限度額設定の考え方

# (保健医療部長)

出資金は地方公営企業法第 17 条の 2 の経費の負担区分の原則に基づき繰出しているものでありますので、出資金の限度額についての設定はありません。なお、毎年地方財政計画において定められた、公営企業繰出金の繰出し基準に基づき繰出しをしているものであります。

一般会計から病院事業会計に繰出す出資金の根拠は、地方公営企業法第 17 条の 2 の経費の負担区分の原則に基づき行っているもので、病院の建設改良がなく、過去に発行した地方債の償還が終われば、一般会計から病院事業会計への出資金の繰出は無くなります。

なお、出資金には地方公営企業法第 17 条の 2 の経費の負担区分の原則に基づくものの他、同法第 18 条の出資(任意の出資)があります。内容は、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができるとなっており、出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は他の特別会計に納付するものとなっています。

# ■議第 12 号 平成 24 年度一般会計予算 P186

目;環境衛生費 節;負担金補助及び交付金

事業名;環境対策事業(太陽光発電システム設置補助金)

• 予算額: 20.100 千円

# ≪質疑≫

①太陽光発電システム設置補助金の制度の内容、予定件数、これまでの実績、期待される効果

# (生活環境課長)

制度内容につきましては、自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する個人で、電灯契約をしている者を対象に、太陽電池モジュール公称最大出力1kw当たり3万円で、上限を8万円として、予算の範囲内で補助するものです。

予定件数につきましては、平成24年度は約250件分を予定しています。

これまでの実績としましては、平成 21 年度が 103 件、平成 22 年度が 202 件、平成 23 年度が 203 件で、これまでに合計 508 件の補助を行っています。

期待される効果としましては、震災以降、電力需要をまかなうため、石油、石炭への依存度が高くなっている現状において、太陽光発電システムの導入が進むことで、石油、石炭の燃焼により排出される温室効果ガスが抑制され、地球環境の保全と生活環境の改善を図ることができると大きく期待しています。

# ②地方交付税で措置される基準財政需要額の見込み

(生活環境課長)

住宅の太陽光発電施設整備にかかる交付税措置と致しましては、財政当局より特別交付 税の特殊財政需要として国に要望していく形になろうかと思います。

# ③予算額を超過した場合の対応

(生活環境課長)

平成 21 年度から開始した、補助金交付事業は常に好評で、年度途中で受付を終了してきておりますが、これは、申請受付は先着順で、予算の範囲を超えると認める場合は、受付を停止することができると明記しています。中津市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱に従ったものです。

平成 24 年度も年度途中で予算額に到達することも予想されますが、年度途中で件数の 追加を行えば、公平性に欠けることにもなりますので、これまでどおり追加募集を行う予 定はありません。

## ■議第 12 号 平成 24 年度一般会計予算 P192

・目;ごみ処理費 節;需用費・工事請負費

事業名;ごみ処理施設管理事業

• 予算額: 231.116 千円

≪質疑≫

# ①修繕料、設備改修工事の内訳

(清掃第1課長)

修繕料の内訳ですが、焼却部門とリサイクル部門の修繕です。焼却部門では、C0・02分析計の更新、焼却炉及びガス冷却室の耐火物の補修、バグフィルター、破袋機スクリューの修理等を行います。リサイクル部門では、不燃ごみ前処理破砕機、粗大ゴミ前処理破砕機、回転破砕機、アルミ選別機、可燃物コンベア等です。

工事内容につきましては、大きく分けて電気設備部門と焼却部門の2つです。電気部門は、耐用年数超過のため更新等が必要になっています。その内訳は、高圧引込開閉器の更新、シーケンサー15系統の機器の更新、インバーターの更新、電動機の更新及びオーバーホールです。焼却部門は、腐食のため焼却飛灰搬送コンベアを更新します。

# ②平成27年度、平成31年度の修繕、改修工事費の見込み

(清掃第1課長)

長期修繕計画では、平成27年度は、ガス冷却設備の大規模修繕を予定しており、修繕改修工事費は約1億程度を見込んでいます。平成31年度は、焼却炉耐火物の修理等の定期修繕となっており、約5,800万円を予定しています。

# ③建替えのターニングポイント

(清掃第1課長)

現リサイクルプラザは平成 11 年 4 月から供用開始し、焼却施設の供用年数は一般的に 20 年~25 年程度と言われています。

現在、平成32年度までの長期修繕計画を策定し、平成33年度新工場の稼働開始を予定していますが、機械設備等の老朽化による修繕料の増加、施設の構造上の問題等もありますので、施設の状態を的確に把握する中で、今後の修繕費及び施設運営費並びに建替える場合の有利な財源などあらゆる観点から検討し、新工場建設時期等を決定したいと考えています。

# ■議第 12 号 平成 24 年度一般会計予算 P 210

目;農業振興費 節;備品購入費・負担金補助及び交付金

・事業名;なかつ6次産業創生事業

• 予算額; 18, 462 千円

≪質疑≫

①現状と課題、事業の必要性と備品購入、推進補助金、推進協議会運営補助金の内容、積算 根拠

(農政水産課長)

# ◆現状と課題

中山間地域を中心とする農山村を取り巻く状況は非常に厳しく、狭小な耕地を活用した 農業生産では生計が立たないことや、木材需要の低下による林業の低迷などにより、地域 の産業は衰退してきました。このため、地域の担い手までも都市部へ流出し、農地林地の 保全、若者の就業の場確保など様々な課題が生じています。

#### ◆事業の必要性

このような状況の中で、地域の歴史、風土、景観など様々な地域資源を活用し、市内の事業者との総合的な連携によって、製品を商品化する取り組みを行うことで、都市部への情報発信と合わせ、その流通体制を整備することにより、地域の経済を活性化させることで力強い地域づくりを進め、農村の維持活性化を図る必要があると考えています。

また、地域商品の生産活動については、従来から継続されているものもあり、今年度当初より、各事業者に聞き取り調査を行った結果、

- ①従事者の高齢化による事業の縮小、廃止
- ②生産活動の縮小により原料確保が難しくなっている
- ③販路の確保が難しい

以上3点が共通の課題としてあげられました。

これらの問題点の解消を図るため、"なかつ 6 次産業創生推進協議会"を設立し、事業者間、地域間の連携の下で、生産活動の支援、労働力の補完、販路の開拓などの事業を実施し、早急に 6 次産業化の推進を図ることとしています。

# ◆事業の内容と積算の根拠

- ・備品購入費:4,547 千円については、山国町のコロナ運動場の横にある加工施設の再整備を行い、地域での開発及び生産の拠点として整備を図るものです。(内訳)業務用冷蔵庫:1,029 千円、業務用冷凍庫:1,217 千円、スモーク燻製機:1,145 千円、真空包装機、フードプロセッサー、セイロ蒸し器:1,156 千円となっています。(地域産品を使用した饅頭・ヤマメの加工など)
- ・推進補助金:5,000 千円については、起業する者、事業拡大を行う者に対し、事業費を補助するものです。(豊後大野市:10,000 千円、宇佐市15,000 千円)
- ・推進協議会への運営補助金:8,915 千円は、推進協議会が行う各事業の財源に使用するもので、生産、加工、販売までの事業コーディネートを行う総合型産業推進事業費、すなわち事務局運営費として5,615 千円(雇用創出基金事業)、講演会、研究会の費用として250 千円、商品開発費用:300 千円、商品販促イベント:750 千円、名物料理の開発費用:500 千円、ブランド開発事業:500 千円、販売チャンネル整備(ネット販売システム整備)費用:1,000 千円となっています。なお、協議会事業につきましては、県の地域総合整備補助金を活用し事業実施することを計画しています。

# ②推進補助金の対象(何を、誰に、どのくらい)

(農政水産課長)

推進補助金対象事業については、生産のための施設整備、機材の購入・リース、商品の研究、パッケージ等の製作、販路の開拓、広告宣伝等、事業推進を図る上で考えられる費用について全て対応ができるように計画しています。

補助事業の対象者は、市内に住所を有する個人、団体でなかつ6次産業推進協議会のネットワーク会議に登録している者で、その事業内容、事業目的、実現性など補助金要綱の趣旨に適応し、協議会で適当であると認められた場合に補助金を交付することとします。 補助率は2/3、ソフト事業補助金限度額:70万円(事業費ベース105万円)、ハード事

今年度の予算額は500万円で、

- ○ソフト事業補助金額:300万円
- ・50 万円/団体×協議会構成団体 6 団体(事業費ベース: 450 万円、75 万円×6)

業補助金限度額:200万円(事業費ベース300万円)の制度で計画しています。

〇ハード事業補助金額:200万円

地域で生産拠点(加工場)の整備1施設(事業費ベース:300万円)を想定しています。 また、県の地域総合整備補助金との併用で補助率を80%まで引き上げることも計画しています。

# ③期待される効果(定性的・定量的評価)

# (農政水産課長)

まず質的な事業効果ですが、この6次産業推進事業の目的とするところは、国の6次産業化法と同じく農山村の活性化です。農林漁業者の所得向上により地域力を高めることで、

生産活動の継続、地域文化の継承が可能となります。

また、高齢者の生産活動への積極的な参加を促し活躍の場を創ることにより、もう少しの収入"、"まだ現役"という意識を呼び覚ますことで、高齢者の生きがいづくりにつながると考えています。

これだけに止まらず、若者の生産活動への参画により、最終的には、定住化促進やUターン、若者の定住化促進等を通じて人口減少や高齢化の抑制が図られることを期待しています。

次に定量的な効果についてですが、6次産業の推進による目標効果額の設定、数値化は 現段階で行っておりませんが、地域産物の商品化、多角的な経済波及効果が期待できます ので、今後、市内各団体で構成される協議会において、これらの定着化を目指して各種事 業を実施していく考えです。

# ■議第 12 号 平成 24 年度一般会計予算 P224

・目:林業振興費 節:負担金補助及び交付金

事業名;森林整備地域活動支援事業

• 予算額;41,880 千円

≪質疑≫

# ①現状と課題、事業の必要性と内容、積算根拠

# (林政課長)

現状につきましては、小規模な森林所有者がそれぞれに林業を行なっているためコストがかかり採算性が低く、森林所有者の林業に対する意欲の低下をまねいております。そのため、人工林が放置されたり、安易な全伐が行なわれるなど、山林の荒廃が危惧されています。

課題につきましては、複数の所有者の森林を取りまとめて一体的に林業を行なう「集約化」が、林業を産業として成立させるために重要となっています。

事業の必要性つきましては、林業の集約化にむけた取り組みには、多大な労力と費用がかかるため、支援を必要とします。

事業の内容については、集約化に必要な活動として、まずは森林所有者が誰なのかを確認するところから始まり、現地の境界確認、現地調査、所有者の同意を取り付けるための 戸別訪問や説明会の開催、木材搬出のための路網の整備などなどです。

積算根拠につきましては、集約化にむけた活動の対象となる森林面積に、国が定めた基準単価をかけた額で算出します。

# ②事業の対象(何を、誰に、どのくらい)

#### (林政課長)

事業の対象としては、人件費、燃料費、通信運搬費、資材費、などの実行経費に対し、 森林所有者や事業体に地域活動支援事業交付金として森林経営計画の作成促進で ha 当た り 54,000 円、施業集約化の促進で ha 当たり 43,000 円、作業路網の改良活動等で ha 当たり 5,000 円、全体で 41,880 千円を支援します。(うち市費は 4 分の 1 の 10,470 千円)

# ③期待される効果(定性的・定量的評価)

# (林政課長)

計画では、①「森林経営計画」が新たに樹立される森林が、70ha②1年以内に搬出間伐が実施される森林が、570ha ③路網の整備により、搬出間伐の効率化が図られる森林が4,400haを見込んでいます。

この活動により、集約化が進み、搬出間伐に要するコストが下がる効果と木材産業が活性化されることを期待しています。

# ■議第 12 号 平成 24 年度一般会計予算 P 250

目;道路橋りょう維持費 節;委託料・工事請負費

事業名;橋りょう長寿命化修繕事業

• 予算額;40,000 千円

≪質疑≫

# ①調査設計委託、整備工事の箇所

# (道路課長)

整備箇所でございますが、委託料につきましては、現在発注している「修繕計画策定委託業務」の結果に基づき、10 橋の橋りょう補修調査及び設計委託を予定していますが、 具体的な箇所については、その結果により決定する予定です。

工事請負費につきましては、調査・設計委託を行う 10 橋の内、2 橋の橋りょう補修工事を予定しています。

## ②長寿命化計画で修繕が必要な橋りょう数、全体事業費

## (道路課長)

ご質問の橋りょう数ですが、中津市には現在 693 橋の市道橋(橋長 L=2 m以上)がありますが、そのうち今後補修の必要な橋梁は、防護柵補修、橋面の舗装等の軽微な補修を含めれば 1/3 程度見込まれています。

全体事業費につきましては、委託発注しています修繕計画委託業務において現在、概算 事業費を積み上げている状況でございます。

#### ③修繕の優先順位の考え方

## (道路課長)

基本的には損傷の大きな橋から順に実施することとなりますが、路線の重要度も考慮して最終的な順位を決めることとしています。(最終順位については検討中)

具体的には、路線バスやコミュニティバス等の運航ルート上に位置する橋梁や、迂回路

が存在しない橋りょう、桁下に重要路線(JRや国道等)が存在する橋りょうについては、 同程度の損傷を有する他の橋りょうよりも優先度が高くなるように考えています。

橋りょう長寿命化修繕計画の目的は、これまでの対処療法的な維持管理対応から戦略的な対応へと政策転換を図り、長寿命化によるコスト縮減と予算の平準化を図り、地域の道路網の安全性、信頼性を確保することです。

## ■議第 12 号 平成 24 年度一般会計予算 P 296

•目:学校建設費 節:委託料

・事業名;小学校施設耐震補強事業(北部・豊田・小楠・如水・今津小)

• 予算額: 19,676 千円

≪質疑≫

## ①実施設計委託の学校

(教育次長)

実施設計を予定している学校は、北部小学校、豊田小学校、小楠小学校、如水小学校、 今津小学校の各校舎です。

# ②各学校の建替えをしない理由

(教育次長)

学校施設の建替えについては、築年数や劣化状況を総合的に勘案した上で、改修による 老朽部分の改善が適当かどうかを検討するとともに学校としての活用方針等も踏まえて 判断する必要があると考えています。

# ③トイレ等大規模改修を含む設計委託か。

(教育次長)

設計内容につきましては、耐震補強の他、トイレ等の老朽改修部分についても必要な改 修を実施する予定です。

#### ■議第 12 号 平成 24 年度一般会計予算 P302

目;学校建設費 節;工事請負費事業名;城北中学校校舎新増設事業

• 予算額; 126, 621 千円

≪質疑≫

# ①工事の内容、各階のレイアウト、工期

#### (教育次長)

工事の内容としましては、鉄筋コンクリート造3階建て1213㎡の校舎の建設を予定しております。当初の予定では、木造2階建て校舎を平成23年度より建設する予定でし

たが、津波防災の観点より、この計画を見直したものです。

各階のレイアウトにつきましては、1階は普通教室3室及び心の相談室等、2階は普通教室3室及びコンピュータ教室、3階は多目的教室を予定しております。

工期につきましては、平成 24 年 10 月頃に着工し、25 年 7 月頃の完成を予定しております。

# ②液状化対策、津波対策強度

## (教育次長)

液状化対策につきましては、建設予定地の地盤調査としてテストボーリング及び標準貫入試験を行い、液状化についても調査しております。その結果、地下2mから4mの範囲において、液状化する地層が認められましたが、地盤改良として、土の性質を変化させる工法(深層混合処理工法)を地上から5.0mから5.6mの範囲で実施してこれを改良いたします。

また、津波対策強度につきましては、現在、これを測る基準や方法はありません。ただ、 東日本大震災等の津波の被災状況に鑑みれば、木造に比べ、鉄筋コンクリート造の方が堅 固で、津波により倒壊する可能性は低いと考えられます。

# ③屋上への避難階段、避難場所としての鍵の管理、防音対策

(教育次長)

屋上への避難階段につきましては、ペントハウスを設置して、階段室より避難できる構造と致します。

避難施設としての鍵の管理につきましては、今後、防災計画を勘案して対応したいと考えております。

また、防音性能につきましては、自衛隊航空機の騒音対策として、エアコンを整備し、 窓を閉めた状態での運用を予定しています。

#### ■議第46号 国民健康保険税条例の一部改正について

# ≪質疑≫

①平成 24 年度、25 年度における平均所得世帯の保険税月額の引上げ額、現行と平成 24 年度、平成 25 年度の保険税額の県下における状況

# (健康保険年金課長)

平均所得 40 歳以上 2 人世帯 (モデルケース) の 1 人分の月額は、平成 24 年度 2,025 円 引き上げとなり、平成 25 年度は 279 円の引き上げとなります。

平均所得世帯の県下における保険税額の状況ですが、平成 24 年度以降に他市が保険税の改定を行わなかった場合、課税方式が同一の 13 市中、平成 23 年度は最下位ですが、平成 24 年度は 7 位で、平成 25 年度では 5 位になりますが、他市が改定を行なえば更に順位が下がる可能性はあります。

# ②引き上げを行う理由とその要因

## (健康保険年金課長)

市町村合併により、旧中津市と、旧下毛4町村の国民健康保険税については、旧下毛地域の国保被保険者の負担軽減の緩和のため、合併後5年間の調整期間を不均一課税とし、平成22年度に保険税を合わせた経緯があります。

その間において、国民健康保険税の改定を行うことは、旧下毛4町村の国民健康被保険者にとっては2重の改定になるため、保険税の改定は行わず、年度ごとの歳入不足については国民健康保険基金からの繰入によって補ってきました。

しかし、国民健康保険基金も平成 23 年度末になくなり、一般会計からの一部繰入もやむを得ない状況となりました。今後は更に国民健康保険の医療費の伸び等により、国保財政の歳入不足は更に膨らむことが予想されることから、国民健康保険税率の改定は避けられない状況となりました。

# ■報告第2号 平成24年度土地開発公社事業計画並びに収入支出予算の報告"

## ≪質疑≫

# ①米山公園用地、大新田北企業用地の売払いの時期、これまでの企業用地の販売促進の取組 と見通し

# (企画課長)

米山公園用地は土地開発公社が約 2.4ha を所有していますが、この土地の利用について、様々な協議を行ってきましたが、結論には至っておりません。今後も、継続して検討していきたいと考えています。

大新田北企業用地につきましては、第1工区が22年度末に売却できまして、現在、第2工区を造成中であります。24年5月末に完成予定であるため、完成次第販売を始める予定です。

これまでの企業用地の販売促進の取組みですが、市の商工振興課が、県の企業立地推進課及び東京事務所、大阪事務所と連携をしながら企業誘致に取組んでいるところです。

また、見通しですが、現在も市に企業より問い合わせがありますので、大新田北企業用 を紹介しているところですります。

# ②米山公園用地取得造成事業の平成25年以降の債務保証の考え方

# (企画課長)

米山公園用地の土地利用については、現在のところ継続して検討していますが、24 年度中に方針が決定しない場合は、都市計画課と協議のうえ新たに債務保証期間を決定することになります。

#### ③今後の開発公社の存廃の考え方

# (企画課長)

他市の開発公社の解散状況をみますと、売却を見込める土地が少ないため解散となるケースが大部分です。

一方、中津市は、4ヶ所の土地を所有していますが、大貞総合運動公園整備事業にかかる買戻しが23年度より開始、大新田北企業用地は24年5月末に造成が完了すれば売却できる状況です。

また、土地開発公社からの買戻し用地は、国庫補助対象となるため、そのメリットも活用すべきと考えています。

よって、現在のところ土地開発公社の解散は考えていません。

※他の議員と質疑が重複したため、質疑を省略した箇所がありますが、書き足しを行っております。